

大台町

# 成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

大台町



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ・関連計画との関連性.....	2
第3節 計画の期間・対象 .....	3
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>4</b>
第1節 基本理念.....	4
第2節 基本目標.....	6
<b>第3章 本町の現状</b> .....	<b>7</b>
第1節 人口の推移と高齢者・障がい者の現状.....	7
第2節 アンケート調査の結果.....	10
第3節 本町の成年後見制度に係る取り組み .....	13
第4節 本町における課題 .....	15
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>17</b>
基本目標1 制度の理解度向上に向けた周知啓発 .....	17
基本目標2 制度が利用しやすい環境整備 .....	19
基本目標3 制度の担い手の確保と後見人の支援 .....	21
基本目標4 地域連携ネットワークの整備 .....	23
<b>資料編</b> .....	<b>25</b>
1 用語解説 .....	25
2 大台町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱.....	27
3 大台町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会名簿.....	28
4 令和3年度大台町成年後見制度利用促進基本計画策定経過 .....	29



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と意義

国においては、成年後見制度の利用者数が認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況を受け、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、同法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、都道府県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備等に努めることが明示されており、大台町（以下、「本町」という）においても、権利擁護支援の取り組みを推進し、全ての住民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域共生社会を実現するために、「大台町成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

### 2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人の権利を守るために後見人等を定め、財産管理や身上監護等を執行する制度です。具体的には預貯金の引き出し等の日常生活における金銭管理の支援、介護サービスや医療を受ける際の手続きの支援等があります。

成年後見制度は大きく分けて、①法定後見制度と②任意後見制度の2つの種類があります。

#### ①法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が十分でない人の財産の管理・福祉サービスの契約等を支援する制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。「補助」「保佐」「後見」の主な違いは以下の通りです。

#### ■法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が常に欠けている状態の人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立ての範囲内の「特定の法律行為」（民法第13条第1項記載の行為の一部）	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為の他、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

## ②任意後見制度

任意後見制度とは、自己決定の尊重の理念に則して、判断能力が衰えた場合に備えて、契約により将来後見人となる人を決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

# 第2節 計画の位置づけ・関連計画との関連性

## 1 計画の根拠

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。また、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づくものです。

### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### ■成年後見制度利用促進基本計画（国計画）

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

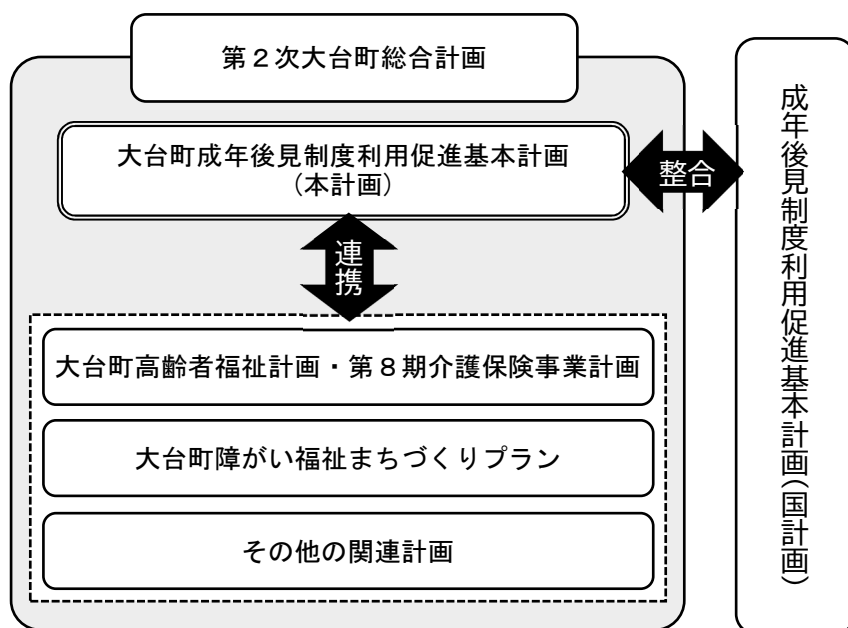
③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

促進法第23条第1項（現在は第14条第1項）において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

## 2 上位計画等との整合

本計画は、「第2次大台町総合計画」を最上位の計画とし、「大台町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第5期大台町障がい者計画」、「第6期大台町障がい福祉計画」及び「第2期大台町障がい児福祉計画」(障がい福祉まちづくりプラン)等のその他の関連計画と連携するとともに、国の成年後見制度利用促進基本計画との整合を図るものです。

### ■計画の位置づけイメージ



## 第3節 計画の期間・対象

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間を第1期とします。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大台町成年後見制度利用 促進基本計画《本計画》				第1期計画				
大台町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期計画		第8期計画			第9期計画		
大台町障がい福祉まちづくりプラン								
障がい者計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画		
障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画		

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

本町では、平成29年に「第2次大台町総合計画」を策定し、「自然と人びとが幸せに暮らすまち」を基本理念に掲げ、産業や福祉等の様々な分野において、「住んでよかった。ずっと住み続けたい」と思える将来にわたって活力がある持続可能なまちづくりの実現に取り組んできました。

一方で、全国的な少子高齢化の進行に伴い、本町においても、総人口に占める高齢者や障がい者の割合が増加しており、町民一人ひとりが安心して暮らすための取り組みがより一層求められる時代となっています。

本計画においては、「人権を尊重しあい誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」を基本理念に定め、判断能力が十分でない人の権利を守り、日常生活における金銭管理や介護・医療サービスを受けるための手続き等の支援を行う成年後見制度について、制度の周知や制度利用に係る相談支援、後見人の確保や活動支援を行うための体制整備等の取り組みを推進することにより、誰もが自分らしく住み続けることができるまちを実現します。

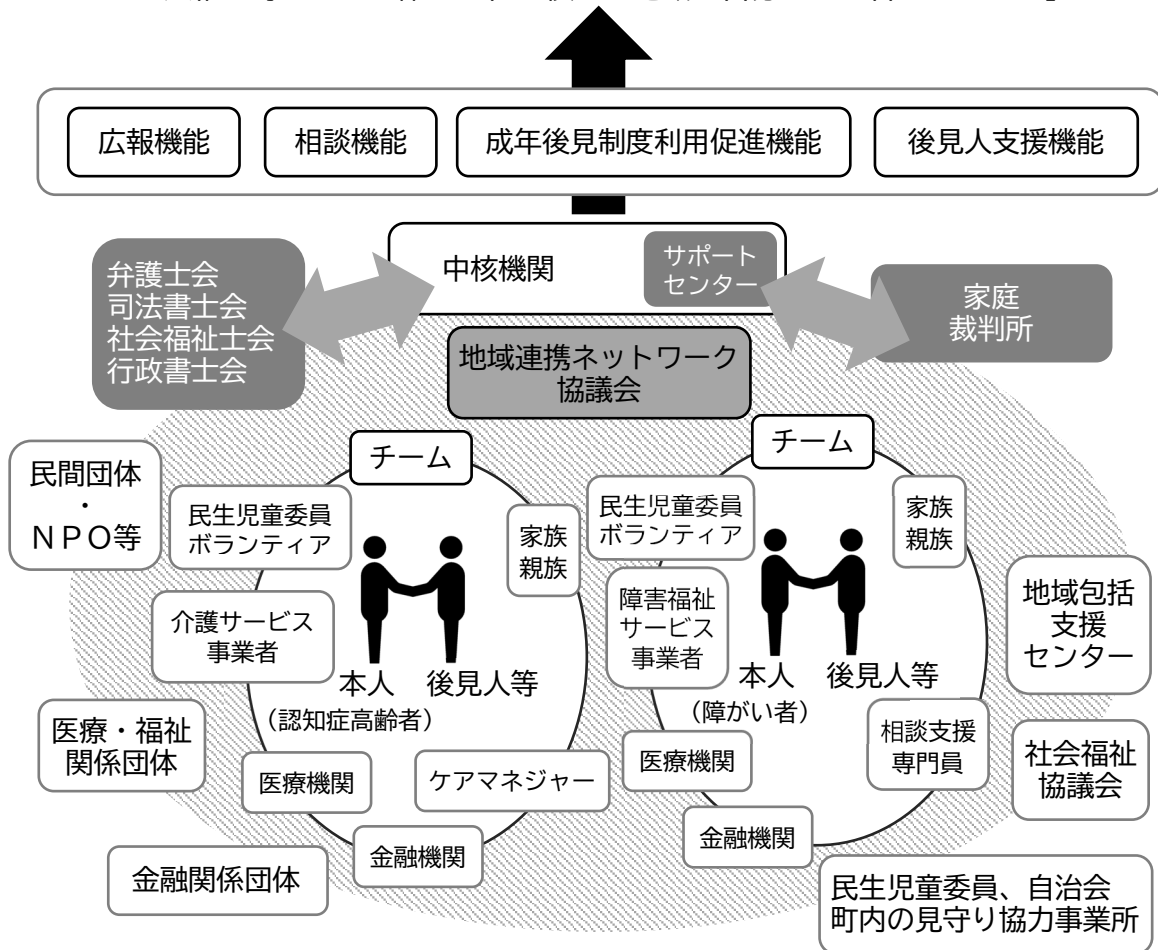
人権を尊重しあい誰もが住み慣れた地域で  
自分らしく暮らせるまち



基本理念の「人権を尊重しあい誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、下図のように、地域連携ネットワークの構築や、成年後見制度利用促進に向けた機能の充実に取り組めます。

■計画の実現イメージ

「人権を尊重しあい誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」



※「中核機関」、「チーム」、「地域連携ネットワーク」、「サポートセンター」の詳細は、用語解説（P25、P26）を参照。

## 第2節 基本目標

### 基本目標1 制度の理解度向上に向けた周知啓発

---

町民が成年後見制度の内容について理解を深めることができるよう、様々な機会を通じて情報を提供します。また、町民が元気なうちから、将来に向けて制度利用に備えることができるよう、早い段階からの制度利用に向けた意識の醸成や制度に対する理解の促進を図ります。

### 基本目標2 制度が利用しやすい環境整備

---

制度利用の必要性が高まることが予想されるため、相談窓口の周知や制度利用の促進を図ります。また、利用者が円滑に制度を利用できるよう、意思決定支援や身上保護を重視した支援を行います。

### 基本目標3 制度の担い手の確保と後見人の支援

---

市民後見人の育成支援や親族後見に伴う支援を実施することで、制度の担い手の確保に取り組めます。また、受任後における相談機能の構築を進め、後見人の活動を支援します。

### 基本目標4 地域連携ネットワークの整備

---

地域の見守り体制を強化し、権利擁護が必要な人の早期発見に取り組むとともに、各種相談窓口等とのネットワーク体制を構築し、適切な支援へとつなげるためのチームによる支援を実施します。

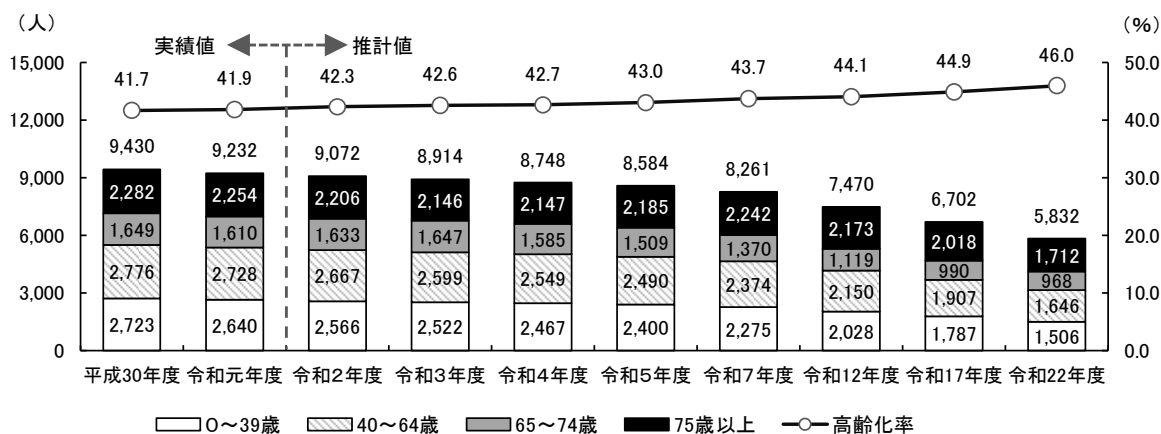
# 第3章 本町の現状

## 第1節 人口の推移と高齢者・障がい者の現状

### 1 人口の推移・推計

総人口、年代別人口はそれぞれ減少傾向で推移することが予想されており、令和22年度の総人口は5,832人となる見込みです。一方で高齢化率は上昇傾向で推移することが予測されています。

#### ■高齢者人口等の推移・推計

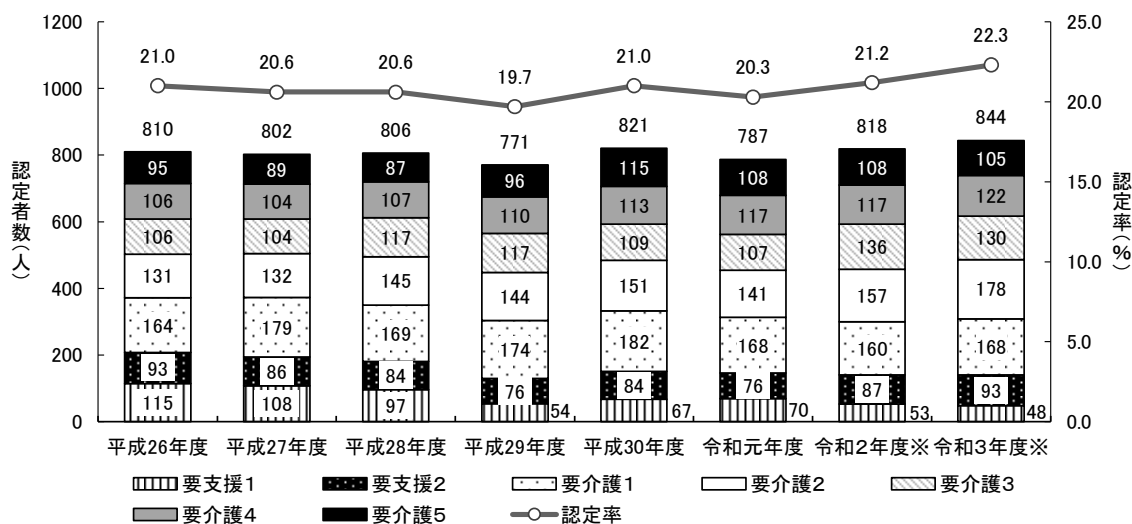


出典：住民基本台帳(各年10月1日)を基に算出

### 2 高齢者の現状

要支援・要介護認定者数は、令和元年度以降増加傾向で推移しており、認定率も上昇傾向となっています。また、要介護度別にみると、令和3年度では、要介護2が178人と最も多く、次いで要介護1が168人となっています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告書年報(各年3月末)、令和2年度※と令和3年度※は介護保険事業状況報告書月報(前年度3月末時点)

65 歳以上の高齢者に占める介護保険を申請した人のうち、認知症高齢者（日常生活自立度\*Ⅱ以上）の割合は 12.5%から 13.8%の間で推移しています。

\*認知症高齢者の日常生活自立度：認知症の高齢者を介護の度合いで評価したものです。ⅠからⅣまでの 5 つのランクがあり、最も症状の軽いランクⅠでは家庭内及び社会でほぼ自立した生活を送れるものの、ランクⅡ以上については、日常生活を送る上で、誰かの助けが必要となります。

#### ■高齢者人口に占める日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者の割合

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者人口(人)	3,912	3,925	3,939	3,931	3,864
認知症高齢者数(人)	523	540	495	492	531
割合(%)	13.4	13.8	12.6	12.5	13.7

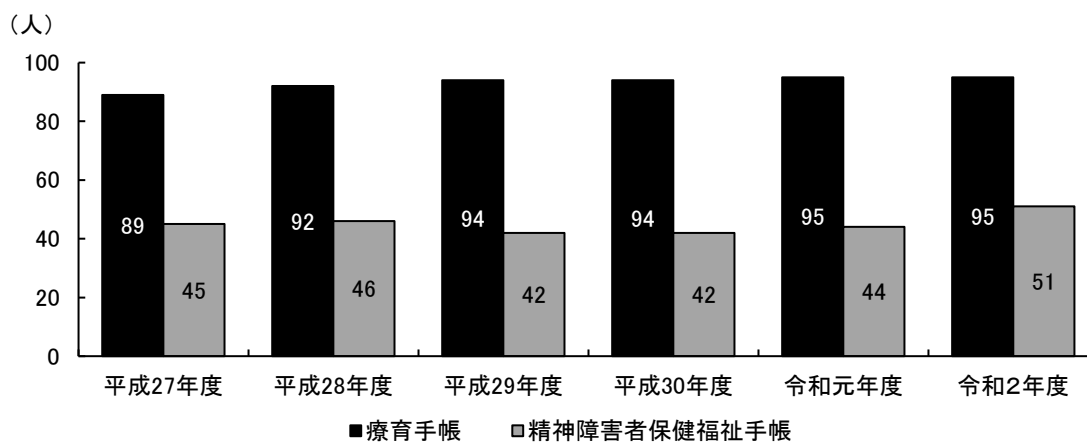
出典：高齢者人口は住民基本台帳(10月1日時点)、認知症高齢者数は介護保険総合データベース(各年10月末)

※表中の認知症高齢者数は、介護保険被保険者中の認知症高齢者の数を示しています。

### 3 障がい者の現状

手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに横ばいで推移しています。

#### ■手帳所持者数の推移



出典：大台町町民福祉課(各年4月1日)

#### 4 権利擁護の取り組み状況

日常生活自立支援事業の利用については、横ばいで推移しており、令和2年度は9件となっています。

##### ■日常生活自立支援事業

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	8件	8件	9件	8件	6件	9件

成年後見制度に関する相談件数は、平成29年度以降、横ばいで推移しています。また、町長申立てについては、本町では平成26年度以降実績がありません。

##### ■成年後見制度に関する相談件数

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	6件	4件	3件	2件	3件	3件

令和2年度の成年後見制度の利用者数は、法定後見制度の後見が4人、保佐が1人となっており、任意後見制度の利用実績はありません。

##### ■成年後見制度の利用者数(令和2年度)

種別	法定後見制度			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
利用者数	4人	1人	0人	0人

## 第2節 アンケート調査の結果

### 1 町民アンケート調査

#### (1) 調査概要

調査対象	町内にお住まいの20歳以上の方（無作為抽出）
対象数	配布数：350件 有効回答数：152件 有効回収率：43.4%
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
調査期間	令和3年8月1日（日）～8月24日（火）

#### (2) 調査結果

- 成年後見制度について『知っている（「名称も制度内容も知っている」と「名称だけは知っている」の合計）』と答えた人は54.6%となっています。また、「名称も制度内容も知っている」と答えた人の割合は、20～39歳で21.4%、40～64歳で36.0%、65歳以上で27.6%となっています。
- 成年後見制度をどこで知ったかについては、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等」が72.3%と最も高く、次いで「役場や社会福祉関係の窓口」が16.9%、「友人、知人、親戚等との会話」が14.5%となっています。年齢別にみると、どの年齢層においても「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等」が高い一方で、20～39歳では「友人、知人、親戚等との会話」が他の世代に比べて高くなっています。
- 成年後見制度についての相談経験が「ない」と答えた人の割合は96.7%となっています。
- 成年後見制度について相談する際に利用したい窓口としては、「役場」が44.7%と最も高く、次いで「地域包括支援センター（役場）」が21.7%、「社会福祉協議会」が10.5%となっています。
- 任意後見制度について、「名称も名前も知らない」と答えた人の割合は、54.6%となっています。「名称も名前も知っている」と答えた人の割合を年代別でみると、20～39歳では21.4%、40～64歳では18.0%、65歳以上では11.5%となっています。
- 市民後見人について、「名称も制度内容も知らない」と答えた人の割合は74.3%となっています。「名称も制度内容も知っている」と答えた人の割合を年代別でみると、20～39歳では14.3%、40～64歳では4.0%、65歳以上では3.4%となっています。
- 将来において不安に思っていることとしては、「自分や家族の健康状態」が63.2%と最も高く、次いで「自身の老後」が62.5%となっています。
- 支援が必要になった時に「成年後見制度」を利用したいと思うかについては、「利用したいと思わない」が30.9%、「制度の詳細を理解したうえで検討したい」が40.1%となっています。

※複数回答の設問については合計が100.0%を超えることがあります。

- 成年後見人を誰に任せたいかについては、「家族」が45.5%と最も高く、次いで「親族」が18.2%、「法律・財産管理の専門家」が15.2%となっています。
- 成年後見人に望むこととしては、「日常的な範囲での金銭管理」が57.6%と最も高く、次いで「預貯金の管理・解約」が51.5%となっています。
- 任意後見制度を利用したいと思うかについては、「利用したい」が33.3%、「制度の詳細を理解したうえで検討したい」が42.4%となっています。また、年代別でみると、20～39歳では50.5%、40～64歳では45.5%、65歳以上では22.2%となっています。
- 任意後見制度を利用したくない理由としては、「後見人でなくても家族がいる」が78.7%と最も高くなっています。
- 成年後見制度を利用する上での課題としては、「誰が後見人に選任されるか不安である」が43.3%と最も高く、次いで「後見人が本人の意思を尊重してくれるか不安である」が42.1%となっています。

## 2 障がい者アンケート調査

### (1) 調査概要

調査対象	町内にお住まいの障がい者手帳所持者（無作為抽出）
対象数	配布数：100件 有効回答数：43件 有効回収率：43.0%
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
調査期間	令和3年8月1日（日）～8月24日（火）

### (2) 調査結果

- 日常生活の中で、困ったり、不安に思ったりすることとしては、「自分の健康・治療」が53.5%と最も高く、次いで「親の老後や親亡き後」が44.2%となっています。
- 日常生活上での困りごとの相談先としては、「家族、親族」が65.1%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が41.9%、「役場・地域包括支援センター」が32.6%となっています。
- 福祉に関する情報の入手先としては、「家族、親族」「役場」「社会福祉協議会」がそれぞれ39.5%と最も高く、次いで「福祉サービス提供事業者」が37.2%となっています。
- 成年後見制度を今後利用したいと思うかについては、「利用する予定はない」が32.6%、「関心がない」が16.3%、「制度の詳細を理解したうえで検討したい」が27.9%となっています。
- 現在の成年後見人の属性は、「家族（同居しているもの）」が6件、「親族」が2件となっています。
- 成年後見制度を利用している目的としては、「日常的な金銭管理」が5件と最も高く、次いで「福祉サービスの利用手続き」が4件となっています。
- 成年後見人を誰に任せたいかについては、「家族」が2件となっています。

- 「利用する予定はない」と答えた理由としては、「後見人でなくても家族がいる」が78.6%と最も高く、次いで「他人に財産等を任せることに不安がある」「後見人になってほしい人を見当たらない」がそれぞれ28.6%となっています。
- 任意後見制度について、「名称も制度内容も知らない」と答えた人の割合は、62.8%となっています。
- 市民後見人について、「名称も制度内容も知らない」と答えた人の割合は、83.7%となっています。
- 成年後見制度についてこれまで相談したことがあるかについてみると、「ない」が86.0%となっています。
- 成年後見制度について相談する際に利用したい窓口としては、「役場」が39.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センター（役場）」が23.3%、「社会福祉協議会」が16.3%となっています。
- 成年後見制度を利用する上での課題としては、「後見人が本人の意思を尊重してくれるか不安である」が41.5%と最も高く、次いで「誰が後見人に選任されるか不安である」が39.5%、「成年後見制度がわかりにくい」が32.6%となっています。



## 第3節 本町の成年後見制度に係る取り組み

### 1 広報

---

成年後見制度やその他の権利擁護支援の仕組みについては、国から送付されたポスターやチラシを公共施設に掲示し周知するとともに、個別に説明を実施しています。

また、地域包括支援センターにおいて介護支援専門員を対象に成年後見制度に関する研修会を実施しています。

この他、制度の普及啓発に向けて、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図るとともに、権利擁護の必要性が高いと思われる実子がない高齢者世帯を訪問し、成年後見制度の説明を行い、利用を促しています。

### 2 相談

---

権利擁護の相談については、介護・障がい関係の事業所や相談員、家族からの相談があります。主な相談内容は、後見人・保佐人・補助人や町長申立てによる後見に関することとなっており、内容に応じて本人や関係機関から情報収集を行っています。

また、判断能力が十分でない人のニーズに応えるために、継続して関わる機関につなげるとともに、必要に応じて関係機関（医療機関・介護支援専門員・相談支援専門員）との情報共有を図り、成年後見制度以外の権利擁護支援についても対応しています。

この他、地域包括支援センターや相談支援事業所、民生児童委員、自治会、町内の見守り協力事業所と連携して見守り支援を行っています。

### 3 担い手の育成・活動の促進

---

市民後見人の育成については、県からの情報提供は受けているものの、町としての取り組みは行っていません。また、法人後見の担い手の育成や活動支援に関する取り組みについてもマンパワー・ノウハウの不足といった理由から実施に至っていない状況です。

### 4 受任者調整(マッチング)等の支援

---

後見人候補者を推薦するために、親族調査等の業務を三重県行政書士会に委託しています。また、後見人になるのにふさわしい親族後見人候補者への助言や専門職へのつなぎを行うとともに、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うために、必要に応じて家庭裁判所に助言を求めています。

一方で、市民後見人の候補者等への支援やアドバイス等の受任支援は、支援を行う人材の確保が困難であるため実施に至っていません。

### 5 関連制度からの移行

---

判断能力の低下等、状況の変化により日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行する必要性について、関係部署で検討する体制が構築できています。

## 6 後見人への支援機能

---

市民後見人や親族後見人等からの日常的な相談については、専門機関等への確認や紹介を行っています。意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるように、必要に応じて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域、金融機関等の関係者が協議する機会を設けています。

また、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や、他の支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合等の新たな後見人候補者の推薦や家庭裁判所との連絡調整、移行型任意後見契約の発効についての支援については、必要に応じてケース会議の開催等の対応を行っています。

## 7 不正防止

---

親族後見人等による経済的虐待や横領等の不正行為については、これまでに事例がないものの、不測の事態に備え、連絡先等について、情報共有を図っています。

## 第4節 本町における課題

### 1 成年後見制度に対する認知・理解の促進

---

本町においては、今後高齢化が進行する中で認知症高齢者が増加することが予想されます。また、町民全体に占める療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の割合も上昇しています。

現在、成年後見制度の相談件数は令和2年度では3件と少なく、町民アンケート調査においても若者や高齢者の成年後見制度や関連する支援の認知度や理解度が低いことが予想されます。

制度についての情報収集先としては、「役場や社会福祉関係の窓口」が低く、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等」が高くなっている一方で、障がい者の福祉に関する情報収集先としては、「テレビ、新聞、雑誌等」は低く、「役場」、「地域包括支援センター」、「福祉サービス提供事業者」が高くなっているため、それぞれの人のライフスタイルに合わせた制度の周知啓発に取り組む必要があります。

また、年齢が上がるにつれて、任意後見制度の理解度が低くなっている傾向がみられるため、ホームページや広報等を通じて、壮年期や老年期の人に対する制度内容の周知を行う必要があります。

### 2 権利擁護の必要な人の早期発見と相談体制の整備

---

成年後見制度に関する相談件数が少ない一方で、高齢化率や町民全体に占める障がい者の割合が上昇している他、要介護認定者数も増加しており、今後、成年後見制度の利用の必要性が拡大することが考えられるため、地域包括支援センターや民生児童委員、医療・介護関係者、地域住民等との連携を図り、制度利用が必要な人の早期発見に取り組む必要があります。

また、町民アンケート調査では、制度の相談先として、「役場」、「地域包括支援センター（役場）」を希望する割合が高く、障がい者においても制度の相談先として「役場」、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」を挙げる人が多くなっているため、今後の相談件数が増加や対応困難な事例が見つかった場合に備え、関係機関との連携を強化し、庁内でチームを構築するとともに、適切な支援につなげられる体制を整える必要があります。

### 3 後見人を支援する仕組みの整備

---

市民後見人や親族後見人の活動に対する支援については、研修等の機会はあるものの、専門機関への確認や紹介に留まっています。加えて、成年後見制度に係る関係者への円滑な後見活動に向けた後見人支援の研修が行われていないため、今後は後見人が安心して活動できる支援体制の構築が求められます。

また、現状では該当するケースがないものの、今後の制度の普及に伴い、制度利用者と後見人との関係がうまくいかない場合や移行型任意後見契約において任意後見監督人選任の申立てが必要となる場合、制度利用における不正が発見された場合等の様々な事態が起こることが懸念されます。日頃から関係機関と情報を共有し、適切に対応できる体制を整備することが求められます。

#### 4 制度の担い手の確保

---

少子高齢化の進行に伴い、成年後見制度の利用を必要とする人、子どもや近親者等の家族のいない高齢者の増加が予想され、専門職後見人の人数にも限りがあることから制度の担い手が不足することが考えられます。

本町においては、市民後見人や法人後見の担い手の育成に関する取り組みが実施されていないことに加えて、アンケート調査においては、町民の任意後見制度や市民後見人についての認知度も低くなっているため、県の後見人養成講座の周知を図るとともに、町独自の担い手確保の方策を検討する必要があります。

また、市民後見人の候補者への支援やアドバイス等の受任調整も行われていないため、市民後見人へのアドバイスや相談支援を行う必要があります。この他、市民後見人養成講座修了者の活用に向けて、市民後見人の候補者と支援を必要とする人をつなげるための支援を充実させる必要があります。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 制度の理解度向上に向けた周知啓発

#### 1 成年後見制度に関する情報の発信

○成年後見制度についてのポスターやチラシを公共施設に掲示し、制度の周知を行います。

○成年後見制度の周知・啓発に向けたパンフレットを作成し、相談窓口や町内の文化体験講座・スポーツ体験講座等の様々な機会を通じて配布することにより、成年後見制度の認知度を高めます。

○町や社会福祉協議会のホームページや町広報紙に記事を掲載し、幅広い年代の人に制度についての正しい理解を広めます。

○広報機能を強化するにあたり、裁判所等の関係機関との連携を密にしていきます。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度の認知度*1	%	54.6*2					70.0
成年後見制度の利用者数	人	5	9	11	13	15	17
パンフレットの作成・配布	—	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施
ホームページ、 広報等への記事の掲載	—	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

\*1 アンケート調査で成年後見制度について『知っている（「名称も制度内容も知っている」と「名称だけは知っている」の合計）』と答えた人の割合。

\*2 令和3年の実績値。

#### 2 成年後見制度に関する研修会の実施

○権利擁護が必要な人の支援に関わる介護支援専門員やサービス事業所等を対象に成年後見制度の研修会を行うとともに、民生児童委員や区長等の幅広い人に広報や研修を通じて制度の情報を周知します。

○研修の実施にあたっては、成年後見制度について詳しく説明を行い、支援を必要とする人の制度利用に関する不安や悩みを解決できる人材を育成します。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度に関する研修開催数	回	0	0	1	1	1	1
任意後見制度利用者数	人	0	0	0	1	1	1

### 3 講演会や相談会の実施

○専門職団体と連携し、成年後見制度の周知・啓発に向けた講演会や無料の相談会を開催するとともに、地域包括支援センター職員が地域の集いの場に出向いて説明会を行うことで、町民の制度利用に向けた意識を醸成します。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度に関する講演会の実施	—	未実施	検討	実施	実施	実施	実施
成年後見制度に関する相談会の実施	—	未実施	検討	検討	実施	実施	実施

## 基本目標 2 制度が利用しやすい環境整備

### 1 相談先の周知

○制度の利用に関する疑問や不安を解消するために、役場や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口の利用を促進します。

○専門職団体（社会福祉士会・司法書士会・弁護士会等）やリーガルサポート等の相談窓口の周知を行います。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度に関する相談件数	件	3	15	20	25	30	35

### 2 相談・対応体制の整備

○本計画策定時のアンケート調査を通じて、相談を希望する人の名前や連絡先のリストを作成するとともに、アンケートの回答や相談支援から本人の置かれている状況を把握し、適切な支援へとつなげます。

○任意後見制度を選択肢に含めて、町民が成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、相談窓口等の体制を整備するとともに、法定後見制度の類型についても制度内容の周知を徹底します。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談者を適切な関係機関へとつなげた割合	件	3	15	20	25	30	35

### 3 日常生活自立支援事業との連携

○本町で、日常生活自立支援事業関連制度から成年後見制度へと移行することが望ましいかを判断し、必要に応じて移行支援を行います。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業関連制度から成年後見制度への移行件数	件	0	0	0	1	1	1

### 4 成年後見制度の利用支援

○本人や親族による申立てが困難な場合には、町長による後見人の選任の申立てを行います。また、後見人の報酬に係る費用負担が困難な場合には、本町が助成します。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町長申立て件数	件	0	1	1	1	2	2



## 基本目標3 制度の担い手の確保と後見人の支援

### 1 担い手の確保

○県や他市町の開催する市民後見人養成講座についての情報を収集し、町民に提供することにより、市民後見人の育成に努めます。また、広域市町での連携による実施も含めて市民後見人養成講座の実施についても検討を進めます。

○市民後見人候補者名簿を作成するとともに、関係機関と連携し、申立ての段階から町内の市民後見人研修修了者と支援を必要とする人との円滑なマッチングが行える体制の整備に向け検討を行います。

○制度の担い手の確保を進めるために、法人後見を行う団体の立ち上げに向け支援を行います。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県や他市町の市民後見人養成講座についての情報提供の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
市民後見人候補者名簿の作成	—	未作成	検討	検討	検討	作成	作成

### 2 後見人への支援

○後見人が一人で悩みを抱えることがないように、日頃からの相談支援を行います。

○解決困難なケースについて、後見人やチームからの相談を検討するケース会議の開催に向けた準備を進めます。

○専門的知見からの意見が必要とされる場合に備え、ケース会議の開催にあたっては、法律・福祉の専門職団体との連携を図ります。

○ケース会議で市民後見人が後見を行うことが適当であると判断された場合は、市民後見人へのアドバイスや後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○後見人になるのにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じて、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整を行います。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人養成講座の実施	—	未実施	検討	検討	検討	検討	検討
ケース会議の開催	回	0	0	2	3	3	4

## 基本目標4 地域連携ネットワークの整備

### 1 権利擁護を必要とする人の早期発見・支援

○町や地域包括支援センター、福祉サービス提供事業所等の相談支援機関において支援を必要とする人の早期発見に取り組むとともに、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、円滑な支援を実現します。

#### ■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
早期発見から制度利用へとつながった件数	件	0	0	1	1	2	2

### 2 中核機関の設置

○権利擁護支援をより充実させ、関係者が相互に連携・協力して課題の共有や検討、調整、解決に向けて継続的に協議していくため、地域連携ネットワークを構築します。

○中核機関は、地域連携ネットワークの中核となる機関として、「町内の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた関係機関との連携に係るコーディネートの役割」、「協議会の適切な運営のための事務局の役割」、「本人に相応しい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断についての専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割」を担います。

○中核機関の設置は、本町の成年後見制度の利用促進を図るため、町直営とし、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能について、まずは「相談機能」の部分で相談に対応できる職員を養成し、以降は段階的に体制を整備します。

○成年後見制度に関する相談に対応し、制度の利用を促進するとともに、市民後見人の養成や親族後見人への支援を行うサポートセンターの設置に向けて検討を進めます。

○法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図るための協議会を発足します。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中核機関の設置	か所	検討	検討	1	1	1	1
サポートセンターの設置	か所	検討	検討	検討	検討	1	1

### 3 関係団体との連携

○後見人の推薦や支援について、地域の家庭裁判所と情報の共有を図るとともに、専門職団体やその他の関係団体と連携を図り、チームに対する助言や支援を行います。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値				
		令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連携団体数	団体	12	12	17	17	17	17

# 資料編

## 1 用語解説

### あ

#### ●移行型任意後見契約

通常の委任契約と任意後見契約と同時に締結し、当初は委任契約に基づく見守り事務、財産管理等を行い、本人の判断能力が低下した後は任意後見へと移行し、後見事務を行うもの。

### か

#### ●介護支援専門員

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、各種施設（介護老人福祉施設等）に所属し、介護保険において要支援・要介護と認定された人に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、ケアマネジメントを行う専門職。介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整、介護保険の給付管理等を行う。

#### ●高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合。

### さ

#### ●サポートセンター

成年後見制度に関する相談支援や利用支援、制度の普及・啓発、市民後見人の養成・活動支援等の役割を担う機関。

#### ●市民後見人

市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する知識や態度を身に付けた一般の住民による後見人。

#### ●親族後見人

判断能力が十分でない人の 4 親等以内の親族による後見人。

#### ●専門職後見人

司法書士や弁護士、社会福祉士、行政書士等の法律や福祉に関する専門家による後見人。

#### ●相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障がい福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度の利用支援等の相談支援を行う。

## た

### ●チーム

成年後見制度を利用する本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

### ●地域連携ネットワーク

地域の社会資源をネットワーク化し、各地域に相談窓口を整備するとともに、支援の必要人を早期に発見し、適切な支援へとつなげる地域連携の仕組み。

### ●地域連携ネットワーク協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

### ●中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

## な

### ●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## ま

### ●民生児童委員

自治会町内会等の代表で構成される地区推薦準備会で推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けている、非常勤特別職の地方公務員。主な職務として、「住民の生活状態を必要に応じて把握する」、「自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行う」、「福祉関係者と密に連携してその活動を支援する」などの他、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

## ら

### ●リーガルサポート

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート。全国の司法書士によって構成されており、後見人や後見監督人として成年後見制度の利用者の権利を擁護する活動を行う団体。

## 2 大台町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大台町成年後見制度利用促進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、成年後見制度に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び利用促進を図るため、大台町成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法曹関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び小委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

### 3 大台町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会名簿

敬称略

	氏名	所属
委員長	片田 幸弘	大台町社会福祉協議会
副委員長	西岡 厚男	大台町民生委員児童委員協議会
	伊藤 正朗	三重弁護士会
	濱田 憲治郎	成年後見センター・リーガルサポート三重支部
	橋本 幸典	三重県行政書士会
	奥井 邦子	三重県社会福祉会権利擁護センター ぱあとなあみえ
	大原 千尋	三重県介護支援専門員協会松阪支部
	鈴木 敬太	大台町地域包括支援センター
オブザーバー	大田 直子	津家庭裁判所松阪支部

[事務局]

	氏名	所属
担当課長	尾上 聡	町民福祉課
担当者	山口 誠	町民福祉課



## 4 令和3年度大台町成年後見制度利用促進基本計画策定経過

日付	内容
令和3年7月7日	第1回大台町成年後見制度利用促進計画策定委員会 ・大台町における成年後見制度利用の状況等 ・アンケート（ニーズ）調査の内容
令和3年8月24日	・アンケート（ニーズ）調査の実施 実施期間：令和3年8月1日から8月14日まで
令和3年11月9日	第2回大台町成年後見制度利用促進計画策定委員会 ・アンケート（ニーズ）調査結果の報告 ・計画（案）について （計画の呼称：大台町成年後見制度利用促進基本計画）
令和3年12月	・パブリックコメントの実施 実施期間：令和3年12月9日から12月23日まで 意見受付場所：大台町ホームページ、役場各窓口
令和4年2月22日	第3回大台町成年後見制度利用促進計画策定委員会 ・大台町成年後見制度利用促進基本計画（最終案）及び承認について

---

**大台町成年後見制度利用促進基本計画【令和4～9年度】**

令和4年3月

発行：大台町町民福祉課

〒519-2404

三重県多気郡大台町佐原 750 番地

電話：0598-82-3783

---